

見附市訓令第6号

見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月28日

見附市長 稲田 亮

見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程の一部を改正する規程

第1条 見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程（平成16年見附市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表を次のように改める。

区分	勤務成績	成績率	
		6月	12月
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	5の職員	100分の116以下	100分の126以下
	4の職員	100分の106以下	100分の116以下
	3の職員	100分の96	100分の106
	2の職員	100分の86	100分の96
	1の職員	100分の76	100分の86
定年前再任用短時間勤務職員	3の職員	100分の55	100分の60
	2の職員	100分の47.5	100分の52.5
	1の職員	100分の40	100分の45

第2条 見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表を次のように改める。

区分	勤務成績	成績率	
		6月	12月
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	5の職員	100分の121以下	100分の121以下
	4の職員	100分の111以下	100分の111以下
	3の職員	100分の101	100分の101
	2の職員	100分の91	100分の91

	1の職員	100分の81	100分の81
定年前再任	3の職員	100分の57.5	100分の57.5
用短時間勤	2の職員	100分の50	100分の50
務職員	1の職員	100分の42.5	100分の42.5

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の見附市職員に関する勤勉手当の成績率運用規程の規定は、令和5年12月1日から適用する。